

2017年11月8日

株主及び登録株式質権者各位

神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号  
ダンロップスポーツ株式会社  
代表取締役社長 木滑 和生

### 剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、2017年12月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当の支払いを受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

以上